

市税を一時に納税できない方のために 猶予制度があります

徴収の猶予

- ① 災害を受け、又は盗難にあったこと
- ② 納税者が病気にかかり、又は負傷したこと
- ③ 事業を廃止し、又は休止したこと
- ④ 事業につき著しい損失を受けたこと
- ⑤ 法定納期限から1年以上経過した後に、納税すべき税額が確定したこと

上記の猶予該当事実に基づき市税を一時に納税することができないときは、申請により1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

申請による換価の猶予

市税を一時に納税することにより、事業継続又は生活維持を困難にするおそれがあり、納税について誠実な意思を有するなどの一定の要件に該当するときは、その市税の納期限から6か月以内に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する市税以外に、既に滞納となっている市税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、加茂市長の職権に基づく換価の猶予制度があります。

猶予が認められると

- 差押え（徴収の猶予の場合）や財産の換価（換価の猶予の場合）などが猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金の全部（上記①及び②に該当する徴収の猶予の場合のみ）又は一部が免除されます。

※猶予が認められても納税義務そのものが無くなるわけではなく、猶予期間中に納税していただく必要があります。

※猶予期間中は、猶予に係る市税の時効が進行しなくなります。

市税を納期限までに納税できない場合には、お早めに加茂市税務課収税係までご相談においでください。

督促状を受けてもなお納税されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることになります。また、納期限の翌日から納税までの期間の日数に応じ、税額に一定の割合を乗じた額の延滞金がかかります。

猶予を受けるための手続きについては裏面へ

猶予を受けるための手続き

▼提出書類

- ①「徴収の猶予申請書」又は「換価の猶予申請書」
- ②「財産収支状況書」（猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合）
「財産目録」及び「収支の明細書」（猶予を受けようとする金額が100万円超の場合）
- ③担保の提供に関する書類
- ④猶予該当事実証明書類（徴収の猶予で表面①～④に該当する場合）
※罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

▼申請期限

- 徴収の猶予：表面①から④に該当する場合については申請期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。表面⑤に該当する場合には猶予を受けようとする市税の納期限までに申請してください。
- 換価の猶予：猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内に申請してください。

▼担保の提供

猶予の申請をする場合、猶予を受けようとする金額に相当する担保（土地、建物、有価証券、保証人など）を提供する必要があります。

猶予の許可又は不許可

提出された書類の記載内容と面談等による聴取内容（必要により預金通帳、帳簿書類、決算書等の確認を求める場合があります。）により審査を行い、猶予の許可又は不許可を通知します。猶予が許可された場合は、加茂市から送付される「徴収の猶予許可通知書」又は「換価の猶予許可通知書」に記載された納付（納入）計画のとおり納税する必要があります。

猶予の取消

猶予が認められた後に次のいずれかに該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ア 繰上徴収事由に該当する事実があるとき
- イ 納付（納入）計画が履行されないとき
- ウ 増担保等の提供の求めに応じないとき
- エ 猶予に係る市税以外の市税で新たに滞納したとき
- オ 偽りその他不正な手段により申請されたことが判明したとき
- カ 業況等の好転により資力が回復したとき

お問い合わせ先：加茂市税務課収税係 Tel0256-52-0080（内線 123・126）